八七九　畜産経営の安定に関する法律第十七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定事業者を指定したので、同法第十八条第二項の規定に基づき公示する件　一三　六

八八〇　漁業法第六条第五項第五号の規定により、農林水産大臣の指定する湖沼を指定する件の一部を改正する件　一六　六

八八一　漁業法第八十四条第一項の規定により、農林水産大臣が指定する湖沼を指定する件　一六　六

八八二　遊漁船業の適正化に関する法律第二条第一項の規定により、農林水産大臣が定める内水面を定める件の一部を改正する件　一六　六

八八三　保安林の指定をする件　一八　五

八八四　保安林の指定をする件　一八　五

八八五―保安林の指定施業要件を変更する件　一八　五

八八六　平成三十年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに平成三十一年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件　一九　四

八八七　保安林の指定をする件　一九　四

八八八　保安林の指定施業要件を変更する件　一九　四

八八九　保安林の指定施業要件を変更する件　一九　四

九〇〇―農薬を登録した件　一九88　九

九〇三　農薬を再登録した件　一九88　一〇

九〇四　農薬の登録が失効した件　一九88　一三

九〇五　農薬の登録が失効した件　一九88　一三

九〇六　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　二〇　六

九〇七　肥料の登録の有効期間を更新した件　二三　三

九〇八　肥料の登録が失効した件　二三　六

九〇九　生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件　二三　六

九一〇―保安林の指定を解除する件　二三　六

九一一―保安林の指定施業要件を変更する件　二三　七

九一二　漁業センサス規則第五条第二項第一号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件の一部を改正する件　二三　九

九一三　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　二四　一

九一四　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　二四　五

九一五　保安林の指定をする件　二五　三

九一六―保安林の指定施業要件を変更する件　二五　四

九一七　肥料を登録した件　二五　五

九一八　畳表の日本農林規格の一部を改正する件　二六　五

九一九―保安林の指定をする件　二七　六

九二〇　野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件　二七　一六

九二一　動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件　二七94　一八

九二二　動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件　二七94　一八

九二三　動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量の一部を改正する件　二七94　一八

○農林水産省、環境省

ニ　電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件　三75　二六

○経済産業省

三　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件　四　五

七〇　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第三条の四第一項の規定に基づき、指定資格講習機関の指定を更新した件　二　六

七一　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第八条の三において準用する第三条の六第二項において準用する第三条の四第一項の規定に基づき、指定認定講習機関の指定を更新した件　二　六

七二　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第十条の二において準用する第三条の六第二項において準用する第三条の四第一項の規定に基づき、指定再講習機関の指定を更新した件　二　六

七三　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正した件　二74　五八

七四　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件　二74　六一

七五　小型自動車競走法第四十三条第二項において準用する法第四十二条第一項の規定に基づき、競走実施法人として指定を更新した件　三　四

七六　計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者を公示する件　三　四

七七　電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件　一〇　五

七八　電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部を改正する件　一一　六

七九　経済産業省企業活動基本調査規則に基づき企業活動基本調査票の様式を定める件　一二82　一

八〇　工業統計調査規則第四条第二項の規定に基づき、調査困難地域を定めた件　一三　六